平成２２年（フ）第８１０号
大阪府八尾市東山本町６丁目８番18―110号
債務者　須納瀬英子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１１号
大阪府八尾市福万寺町南１丁目37番地の２
角野第２マンション202号
債務者　古市　光江
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１９号
大阪府豊中市服部元町２丁目13番14―603号
債務者　仲村渠朋子こと　髙　　朋子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２０号
大阪府東大阪市柏田東町２番21号　メゾンリップル302号
債務者　辻村翔太郎こと　金　　成和
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２９号
大阪府東大阪市加納７丁目13番７号
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３号
大阪府吹田市江坂町２丁目12番９号
債務者　小渕　大助
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３４号
大阪府吹田市江坂町２丁目12番９号
債務者　小渕　理恵
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３７号
大阪市西成区出城１丁目９番11号　グランソシエ今宮Ⅱ―507号室
債務者　藤本　　幹
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７６１号
大阪府羽曳野市東阪田458番地の17
債務者　橘　　和之
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８７９号
堺市西区鳳東町１丁56番地　ヒルズ鳳308号、前住所堺市北区百舌鳥梅北町４丁220番地
債務者　中国料理桃園こと　内田三多良
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８９８号
堺市堺区大浜北町３丁４―６、住民票上の住所堺市西区菱木３丁2630番地
債務者　弥園　　均
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９６９号
堺市南区宮山台４丁３番12―204号
債務者　岸本多賀子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０１７号
大阪府富田林市中野町３丁目３番10号　11
債務者　高岡まゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
堺市美原区小平尾204番地４
債務者　釘宮　章三
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
堺市美原区小平尾204番地４
債務者　釘宮ユミ子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２０２号
佐賀県神埼市神埼町鶴878番地
破産者　有限会社伊之助開発
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
福岡県小郡市古飯702番地
破産者　内野建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９５１号
埼玉県新座市野火止８丁目15番17号
破産者　幸道建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３２号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾2023番地11
破産者　株式会社リスロン埼玉
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係